

医療法人社団瑞鳳会 介護老人保健施設 ハートケア松岡 重要事項説明書

介護老人保健施設の利用に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 瑞鳳会	主たる事務所の所在地	〒500-8185 岐阜県岐阜市元町3丁目16番地
代表者（職名・氏名）	理事長 松岡 正治	設立年月日	1995年4月7日
電話番号	058-266-6888		

2. 事業所の概要

1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所の名称	介護老人保健施設 ハートケア松岡	サービスの種類	介護老人保健施設・（介護予防）短期入所療養介護
事業所の所在地	岐阜市長旗町1丁目8番地	事業所番号	2150180129
管理者	楊 中仁	電話番号	058-265-8100

2) 事業所の職員体制

職種	員数	業務内容
管理者	1名	従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行い、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。
医師	1名	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。
薬剤師	1名	医師の指示に基づき、調剤、薬剤管理及び服薬指導を行います。
支援相談員	2名以上	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。
介護職員	20名以上	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
看護職員	8名以上	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。
理学療法士等	4名以上	実施計画を作成し、運動療法、日常生活動作訓練、物理的療法等の訓練を実施するほか療養指導を行います。
介護支援専門員	1名以上	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。
管理栄養士	1名以上	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。
その他職員	必要数	事務等、その他業務を行います。

3) 施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造9階建（耐火建築）	延べ床面積	2390.09㎡
利用定員	80名（内空床利用での短期入所30名）	居室数	個室4室、2人部屋4室、3人部屋4室、4人部屋14室
食堂兼娯楽室	10室	静養室	058-265-8100
医務室	1室	浴室	一般浴槽、車椅子特殊浴槽、特殊機械浴槽
機能訓練室	3室	併設事業所	（介護予防）通所リハビリテーション

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	当施設は、介護保険制度下での介護事業であり介護および支援の必要なご利用者がそれぞれおかれている環境等とその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を自宅で営むことができるように支援するとともに、ご利用者のご家族の心身の負担軽減を図ることを目的としています。
運営の方針	1) ご利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の支援を行い、居宅における生活への復帰を目指します。 2) 当施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と密接な連携をはかり、ご利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

4. 提供するサービスの内容及び費用について

1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
施設サービス計画の作成	① 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。 ② 作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 ③ 施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。 ④ 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食事	① 管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ② 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。
入浴	入浴又は清拭を週2回以上行います。体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振替にて対応します。寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他	① 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 ② 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

2) 利用料金

① 食費・居住費

項目	負担限度額	入所者負担段階				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多床室	0円/日	430円/日	430円/日	430円/日	430円/日
	従来型個室	550円/日	550円/日	1,370円/日	1,370円/日	1,640円/日
食費		300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	2,200円/日

② 基本料金

- 介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額となります
- サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額を請求します
- 詳細な料金については、別紙『サービス利用料金表』を参照ください

③ 入所者の選定により提供するもの

区分	利用料金
理容・美容サービス	実費負担 … 事前予約要（理容師の出張による理髪サービス）
特別な室料	・1人部屋の場合：1日当たり 3,620円 ・2人部屋の場合：1日当たり 1,500円
日常生活に要する費用	イベント費：実費（日常生活に要する費用で同意を得て負担いただくことが適当であるもの）
電化製品使用料（電気代等）	① テレビを継続的に居室内個人用として使用される場合 ・貸出の場合：220円/1日（台数に限りがございます） ・持込の場合：110円/1日 ② 冷蔵庫を継続的に居室内個人用として使用される場合 ・貸出の場合：220円/1日 ③ その他電化製品を継続的に居室内個人用として使用される場合 ・電化製品1点につき：110円/1日
その他	別紙『サービス利用料金表』を参照

5. 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除し、未払い分をお支払いいただきます。

6. 入退所等に当たっての留意事項

項目	内容
来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。その上での面会簿にご記帳をお願いします。 平日：9:00-19:30 土・日曜日・祝日：9:00-18:00
外出・外泊	当施設では、在宅復帰を目的の施設として、定期的な外出・外泊をお勧めしています 外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を事前に職員まで申出てください。「外出・外泊届」のご記入をお願い致します。
当施設以外の医療機関への受診	介護老人保健施設利用中は外泊期間も含め、当施設医師の判断にて他医療機関の受診となります。 受診についてご相談がある方は必ず当施設支援相談員にお知らせください。医療保険適応外となる場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	貴重品は持ち込まないようお願いいたします。紛失、破損等の責任は当施設では負いかねます。
現金等の管理	高額の現金の持ちこみはご遠慮願います。紛失、破損等の責任は当施設では負いかねます。

7. 虐待の防止のための措置に関する事項

- 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- 虐待防止の為の指針の整備をします。

- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- 虐待防止の為の研修会を定期的に実施します。

8. 身体拘束に関する事項

- 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>ア 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>イ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

11. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 事業所における感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を開催します。その結果を、従業員に周知徹底します。
- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12. 協力医療機関

医療機関の名称	松岡整形外科・内科 リハビリテーション	医療機関の名称	岐阜県総合医療センター
所在地	岐阜県岐阜市東金宝町2丁目12-6	所在地	岐阜県岐阜市野一色4-6-1
電話番号	058-266-6888	電話番号	058-264-1111

13. 事業継続計画の策定

- 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. ハラスメント対策について

- 事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 利用者が事業者の従業員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

15. 苦情申立・虐待相談窓口

- 当事業所窓口
事業所名：介護老人保健施設 ハートケア松岡
電 話：058-265-8100
担 当：富澤 雅明
受付時間：平日 9：00 ～ 18：00
- その他窓口
岐阜市役所 介護保険課支援係
岐阜県国民健康保険団体連合会
電 話：058-214-2093（直通）
電 話：052-971-4165

16. 事故発生の対応

- サービスの提供により、ご利用者に事故が発生した場合は速やかにご家族または緊急連絡先へ連絡いたします。
- 必要な場合において、市町村、その他関係機関へ連絡を行います。
- サービスの提供により利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

17. 緊急時の対応方法

- サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、家族または緊急連絡先へ連絡いたします。
- 必要な場合において、利用者の主治医または事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
- 家族または緊急連絡先に繋がらない場合、事業所の判断で医療機関への受診をして頂く場合があります。その際の費用は利用者または利用者の家族にお支払いいただきます。

以上

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項を説明しました。

説明日	年	月	日
【事 業 者】			
所 在 地：岐阜県岐阜市元町 3-16			
名 称：医療法人社団瑞鳳会			
代 表 者：理事長 松岡 正治			
【事 業 所】			
所 在 地：岐阜県岐阜市長旗町 1 丁目 8 番地			
名 称：介護老人保健施設 ハートケア松岡			
説 明 者：_____			

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

同意日	年	月	日
【ご 利 用 者】			
住 所：			
氏 名：			
【ご家族・代理人】			
住 所：			
氏 名：			
続 柄：			